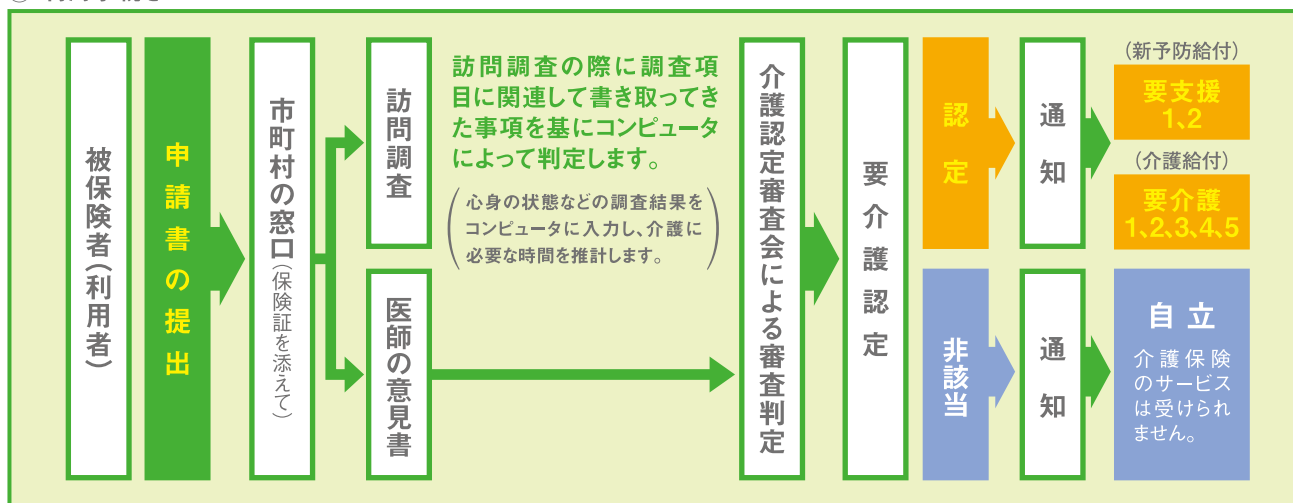


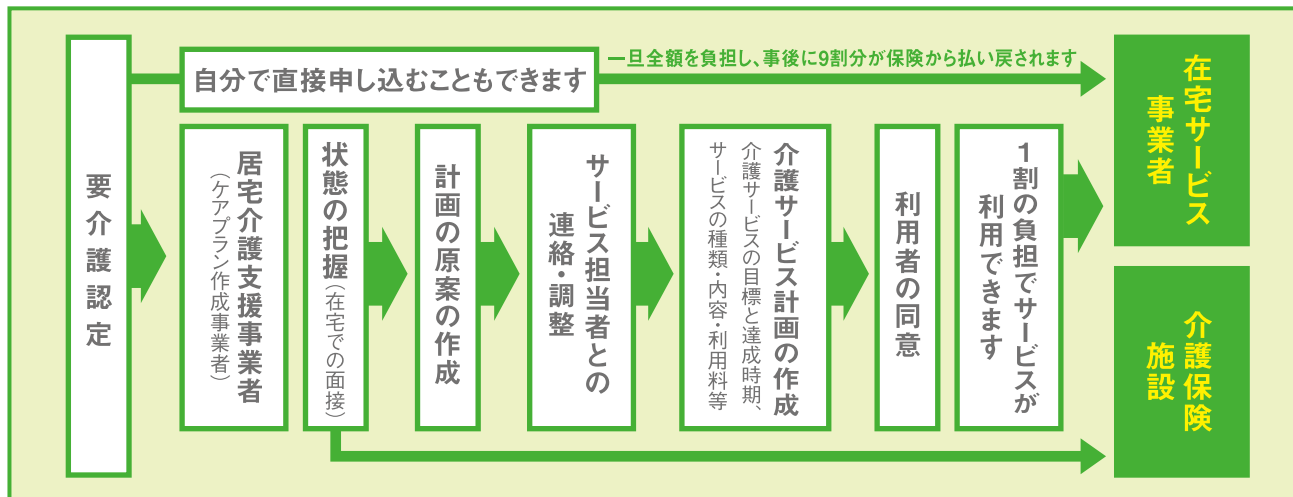
## 介護保険制度を利用するには「要介護認定」が必要です。 そのためには本人あるいはご家族の方が「介護保険給付の申請」を行って下さい。

介護保険で福祉用具のレンタルサービスを受けられるためには介護保険制度による「要介護認定」が必要です。制度の内容と、サービスを受けられるまでの手順は以下のとおりです。

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 運営主体    | 介護保険制度の運営主体(保険者)は、市町村・特別区です   |
| ② 加入する方   | 第1号被保険者 / 65歳以上の方<br>第2号被保険者 / 40～64歳までの医療保険に加入している方  |
| ③ 対象者     | 第1号被保険者 / 寝たきりや認知症等で、常に介護を必要とする状態の方(要介護状態) 常時介護までは必要としないが、家事や身じたく等日常生活に支援が必要な状態の方(要支援状態)<br>第2号被保険者 / 初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気により要介護状態や要支援状態となった方 |
| ④ 保険料の支払い | 第1号被保険者 / 原則として高齢・退職年金からの天引き<br>第2号被保険者 / 加入している医療保険の保険料に上乗せして一括納入  |
| ⑤ サービス内容  | 在宅サービス / 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、日帰介護、通所リハビリテーション、短期入所介護、福祉用具の貸与・購入、住宅改修、その他<br>施設サービス / 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養型病床群等)   |
| ⑥ 利用手続き   |   |



### ⑦ ケアプランの作成からサービスを受けるまで(介護給付)



※くわしくは、ウイズケア担当者までお気軽にご相談ください。